



令和8年6月4日

午後4時

## 一関市運輸事業者燃料価格高騰対策支援交付金を交付します

貨物自動車運送事業者の燃料価格高騰の影響を緩和し、貨物輸送の安全かつ安定した運行を支援するため、市内の貨物運送事業者に対し、支援交付金を交付します。

### 1 対象者

- (1) 貨物自動車運送事業を営む中小企業者であること（個人事業主を含む）
  - ※ 貨物自動車運送事業…貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第1項に規定する貨物自動車運送事業をいう
- (2) 申請日時点において貨物自動車運送事業に必要な許認可などを有していること
- (3) 市内に本社、支店または営業所を置く者
- (4) 現に市内で貨物自動車運送事業を行っており、支援交付金の受領後も事業を継続する意思を有している者
- (5) 一関市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団または同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等でない者
- (6) 法人税法別表第1に掲げる公共法人でないもの
- (7) 宗教上の組織または団体でないもの

### 2 対象車両

- (1) 申請日時点において保有する車両（被けん引車を除く）
- (2) 貨物自動車運送事業の用に供するための車両
- (3) 自動車検査証における「使用の本拠の位置」が市内の住所である車両
- (4) 東北運輸局岩手運輸支局または軽自動車検査協会岩手事務所に登録されている車両

### 3 交付額

対象車両1台あたり 1万6,000円

### 4 申請受付期間

6月1日(月)から9月30日(水)まで

### 5 申請方法

オンライン申請、窓口への持参または郵送提出

※ 詳しくは添付のチラシを参照してください

#### 問い合わせ先

〒021-8501 岩手県一関市竹山町7番2号

商工観光部商工振興課商工振興係 商工振興係長 阿部

電話:(0191)21-8412 (ダイヤルイン)

FAX:(0191)31-3037

メールアドレス:shoukou@city.ichinoseki.iwate.jp

# 一関市運輸事業者燃料価格高騰対策支援交付金

## — 市内で 貨物自動車運送事業 を営む皆様へ —

貨物自動車運送事業者の燃料価格高騰の影響を緩和し、貨物輸送の安全かつ安定した運行を支援するため、市内の貨物運送事業者に対し、支援交付金を交付します。



### 1 交付額

対象車両 1台につき 1万6,000円

### 2 対象事業者 ※次のすべての要件に該当すること

- 貨物自動車運送事業を営む中小企業者であること（個人事業主を含む）  
※ 貨物自動車運送事業…貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第1項に規定する貨物自動車運送事業をいう
- 申請日時点において貨物自動車運送事業に必要な許認可等を有していること
- 市内に本社、支店又は営業所を置く者
- 現に市内で貨物自動車運送事業を行っており、支援金の受領後も事業を継続する意思を有している者
- 一関市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団又は同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等でない者
- 法人税法別表第1に掲げる公共法人でないもの
- 宗教上の組織又は団体でないもの

### 3 対象車両 ※次のすべての要件に該当すること

- 申請日時点において保有する車両（被牽引車を除く）
- 貨物自動車運送事業の用に供するための車両
- 車検証における「使用の本拠の位置」が市内の住所である車両
- 東北運輸局岩手運輸支局又は軽自動車検査協会岩手事務所に登録されている車両

### 4 申請受付期間

令和8年  
6/1（月）～ **9/30**（水）

※申請書類や提出方法は次ページをご確認ください。



## 5 書類の提出方法

次のいずれかの方法で申請書類を提出してください。

### ◆ 対象車両が5台以下の方

- (1) 電子申請  
こちらのURLか二次元コードから提出してください。  
URL : <https://logoform.jp/f/xZupY>
- (2) 郵送
- (3) 窓口での提出（本庁商工振興課又は各支所産業建設課）



### ◆ 対象車両が6台以上の方

- (1) 郵送
- (2) 窓口での提出（本庁商工振興課又は各支所産業建設課）

#### 【郵送先（お問い合わせ先）】

一関市 商工観光部 商工振興課

〒021-0850 一関市竹山町 7-2

☎ 0191-21-8412    ✉ [shoukou@city.ichinoseki.iwate.jp](mailto:shoukou@city.ichinoseki.iwate.jp)

## 6 提出書類

- 申請書兼請求書（様式第1号）
- 対象車両一覧（様式第2号）
- 貨物自動車運送事業に係る国土交通大臣の許可書（又は認可書）の写し【一般貨物自動車運送事業又は特定貨物運送事業の場合】
- 国土交通大臣への届出書の写し【貨物軽自動車運送事業の場合】
- 住所が確認できる書類の写し（免許証、マイナンバーカードの表面等）【個人事業主の場合】
- 履歴事項全部証明書（発効から3か月以内のもの）【法人の場合】
- ※ 車検証又は登録事項等証明書の写し
- ※ 自動車検査証記録事項【車検証が電子車検証の場合】

#### ※ 車検証・登録事項等証明書の写し又は自動車検査証記録事項の提出にあたっての注意点

対象車両一覧（様式第2号）  
に記載した同じNo.を「車検証の写し」等の右下の余白に記載してください。

(例)  
車検証等の写し

No. 1

- 令和7年分の確定申告書の写し（第一表）【個人事業主の場合】
- 交付金振込先口座情報の表紙及び見開き面の写し

## 7 留意事項

市内に複数の支店・営業所がある場合、本社、又は主幹の支店・営業所が一括して申請してください。